

No.	質問	回答
1	新規投資額の下限値はいくらなのか。	50億円です。
2	生産能力の下限値はいくらなのか。	新規投資による生産能力の下限値は、直径200mmのウエハーに換算して年間1万枚です。
3	事業適応期間中に達成すべき付加価値率の下限値はいくらなのか。	事業適応計画終了年度における付加価値率が15%を上回る必要があります。
4	後工程のみを行う事業者は対象となるのか。	後工程のみは対象外です。
5	自社で製造した半導体を自社で最終製品（例えはカメラ等）に組み込む場合も対象となるのか。	「半導体産業の事業適応の実施に関する指針」の第4号口①に記載のとおり、認定事業適応事業者が生産した半導体を、当該認定事業適応事業者が生産する別の製品に搭載する場合は、その半導体が搭載された製品が販売されることをもって販売したこととみなし、対象となり得ます。第三者による証明を求めることがあります。
6	「産業競争力基盤強化商品に関する省令」に挙げられている半導体のより具体的な範囲・定義を教えてほしい。	いわゆる「マイコン」と「アナログ半導体（パワー半導体を含みます。）」が対象です。「マイコン」は、一つのICチップにコンピュータが持つ基本機能一式を搭載した電子部品を指します。「アナログ半導体」は、電気信号を連続的に処理する半導体を指します。具体例として、電源IC、AD/DAコンバータ、アンプ、センサーなどが該当します。「パワー半導体」は、専ら電流制御や電圧変換を行い、高電圧、大電流を取り扱える構造を備える半導体を指します。具体的な例として、IGBT、MOSFETが該当します。なお、半導体材料を用いるものの機械構造体を有するMEMS等は対象外となります。該当するかどうか判断に迷うものがあれば、経済産業省 商務情報政策局 情報産業課までご相談ください。
7	半導体の種類毎の控除額を教えてほしい。	次の半導体の区分に応じ、ウエハー1枚（直径200mm換算）当たり、それぞれ次の金額となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・マイコン半導体のうちテクノロジーノード28-45ナノメートル相当 1.6万円／枚 ・マイコン半導体のうちテクノロジーノード45-65ナノメートル相当 1.3万円／枚 ・マイコン半導体のうちテクノロジーノード65-90ナノメートル相当 1.1万円／枚 ・マイコン半導体のうちテクノロジーノード90ナノメートル相当以上 7千円／枚 ・パワー半導体のうちウエハーが主としてケイ素で構成されるもの 6千円／枚 ・パワー半導体のうちウエハーが主として炭化ケイ素または窒化ガリウムで構成されるもの 2.9万円／枚 ・アナログ半導体のうちイメージセンサー 1.8万円／枚 ・その他のアナログ半導体 4千円／枚
8	ウエハーの直径が200mmと異なる場合の換算方法を教えてほしい。	ウエハーの直径が200mmと異なる場合は、ウエハーの面積の比を用いて換算してください。例えば300mmの場合、次の式になります。 $\text{換算値} = 300\text{mmウエハー販売数量} \times 300\text{mmウエハー面積} \div 200\text{mmウエハー面積}$
9	「安定的な生産活動が行われるための取組の方針」には、どのような事項を記載するべきか。	主要部素材の調達先や、継続的な投資及び人材の確保に向けた経営資源の配分を含め、戦略税制の対象となる半導体に係る安定的な生産活動が行われるための取組の方針について記載してください。
10	経済波及効果の指標について、取引先にはどのような企業を指しているのか。	当該年度に直接的な取引実績のある取引先を表しています。この場合の取引先は部品サプライヤーのみならず、製造設備のメンテナンス会社や輸送会社などのあらゆる取引先を含みます。
11	その他の報告すべき事項では何を報告すれば良いのか。	付加価値、経済波及効果、安定的な生産、賃上げ等人材確保に向けた取組、省エネ性能、及び戦略税制の対象となる半導体の生産実績・今後の生産計画（見込み）、その他指針で掲げるものです。
12	歩留まりの関係で生産数量より販売数量が減るが、どちらが当該事業年度の税額控除の算定に用いる基盤強化商品の数量対象となるのか。	当該事業年度の半導体の販売数量を元に控除する税額を計算するため、販売数量が対象となります。
13	国の補助金との併用は可能ですか。	併用不可となります。新規投資額に国の補助金となっている建物や設備等を含めることはできません。